

令和2年 6月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和2年6月22日 午後2時10分 日光市役所東庁舎 第3・4会議室

出席農業委員	11名
	1番 福田絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
	5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子
	9番 吉原廣康 10番 星 一徳 11番 増 渕 勝
欠席農業委員	なし
出席推進委員	19名
	12番 川村耕一 13番 渡邊清美 14番 齋藤 薫 15番 福田隆徳
	16番 加藤英利 17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武
	20番 神山順治 21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清
	24番 福田正文 25番 高村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子
	30番 神山隆治 31番 福田吉男 32番 阿久津正信
欠席推進委員	なし
傍聴人	なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第15号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第16号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第17号 農地法第18条（通知）について
- 第6 推薦第2号 日光市農政対策協議会理事の推薦について
- 第7 推薦第3号 日光市太陽光発電設備設置審議会委員の推薦について
- 第8 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第9 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10 議案第37号 非農地証明願について
- 第11 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第12 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第13 議案第40号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席農業委員は、11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、19名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星一徳議長

ただ今から、令和2年6月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

(議事日程を朗読)

星一徳議長

それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思っております。11番増淵勝委員、1番福田絹江委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。

星一徳議長

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星一徳議長

日程第3、報告第15号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

総会資料1ページをお開きください。報告第15号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人、土地の所在等は申請のとおりでございます。総会審議日は令和2年5月21日。許可日及び指令番号につきましては、令和2年5月21日、日農委指令第4-1号で許可書を発行しております。以上でございます。

星一徳議長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございますか。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第16号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

総会資料2ページから3ページとなります。報告第16号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は8件ございました。許可書につきましても8件交付いたしました。譲渡人、譲受人及

び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年5月21日。許可日および指令番号につきましては、令和2年5月21日、日農委指令第5-4号から11号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。この件につきまして何かありましたらお願いいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第5、報告第17号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

大 島 尚 美 副 主 幹

はい、大島副主幹お願いします。

報告第17号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。総会資料は4ページとなります。本案件は農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。今月は基盤強化法第18条関係の合意解約が2件です。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。なお、今回は農地中間管理事業に関する合意解約の案件となります。今回の解約は、昨年の12月に中間管理権を設定した案件について、一部実情とあっていない貸借があったため、実情に沿った貸借とするため解約、設定、変更をするものです。内容といたしましては、中間管理事業により4筆の貸借権の設定をしましたが、そのうちの2筆については、実際は別の方が耕作しておりました。そこでその2筆を解約し、貸人に戻した後、実際に耕作している方に再度貸し付け、残りの2筆について変更契約に従い、再度設定するものです。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。報告でございますが、何かお気づきの点がございましたらご発言をお願いいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第6、推薦第2号「日光市農政対策協議会理事の推薦について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

(赤松規子主幹挙手)

赤 松 規 子 主 幹

はい、赤松主幹。

推薦第2号「日光市農政対策協議会理事の推薦について」ご説明いたします。総会資料は5ページになります。推薦第2号 日光市農政対策協議会理事について次のとおり推薦を求める。なお、農政対策協議会につきましては、農政意識の高揚を図り、自らの団結により農政活動を行い、社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的としております。推薦者は会長1名。任期は1年となっております。現在の任期は令和2年6月30日までとなっておりますので、次の任期としましては、令和2年7月1日から令和3年6月30日となります。以上です。

星 一 徳 議 長

ただいま報告・説明が終わりました。人事案件になりますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり)

それでは異議がないようですので、日光市農政対策協議会理事に、私、星を

推薦することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、推薦第2号「日光市農政対策協議会理事の推薦について」は、私、星を推薦することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第7、推薦第3号「日光市太陽光発電設備設置審議会委員の推薦について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

(赤松規子主幹挙手)

はい、赤松主幹。

赤 松 規 子 主 幹

推薦第3号「日光市太陽光発電設備設置審議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料は6ページになります。推薦第3号「日光市太陽光発電設備設置審議会委員について」次のとおり推薦を求める。なお、太陽光発電設備設置審議会につきましては、太陽光発電設備の設置と地域環境の調和に関する重要事項を調査し、審議することを目的としております。推薦者 委員1名。任期は2年となっております。なお、日光市太陽光発電設備設置審議会の担当課からは、女性委員を推薦して欲しい旨の依頼がありましたのでご報告いたします。以上です。

星 一 徳 議 長

事務局の説明が終わりました。この委員の推薦についてはどのような方法で選任すればよろしいかお諮りいたします。

(高橋和子農業委員挙手)

高 橋 和 子 農 業 委 員

女性委員の推薦依頼があるという事なので、現在の福田絹江職務代理に引き続きお願いしたいと思います。

星 一 徳 議 長

ただいま福田絹江委員の推薦がありました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり)

それでは異議がないようですので、採決をいたします。こちらも人事案件になります。日光市太陽光発電設備設置審議会委員には福田絹江委員をお願いしたいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、推薦第3号「日光市太陽光発電設備設置審議会委員の推薦について」は、福田絹江委員を推薦することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第8、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は遊休農地対策部会が担当しております。増淵部会長から全体説明をお願いします。

(増淵勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

今月は遊休農地対策部会が担当いたしました。現地調査は6月18日に実施いたしました。概要についてご説明いたします。農地法第3条の案件が1件、農地法第5条の案件が3件、非農地証明願の案件が1件、合計5件でございます。現地調査の担当者をご報告いたします。議案第35号農地法第3条の1番を福田登美子委員、議案第36号農地法第5条の1番を渡邊清美委員、2番を福田重勝委員、3番を高橋久美子副部会長、議案第37号非農地証明願の1番を早川文子委員が説明いたします。また、事務局からは沼尾事務局長、川村主任が同行いたしました。それぞれ担当した各委員が報告いたしますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。ただいま増淵部会長から全体の説明がありました。それでは、3条の番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田登美子推進委員挙手)

はい、福田登美子推進委員お願いたします。

福 田 登 美 子 推 進 委 員

私は議案第35号の1番を担当いたしましたのでご説明いたします。本申請

は使用貸借により借り人が畑として使用することを目的として申請する案件でございます。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図になります。申請地は日光市倉ヶ崎地内、豊岡中学校から南西へ約1.2キロメートルに位置した場所です。春日町交差点から鬼怒川方面に向かい、倉ヶ崎新田から旧道に入りましてや500メートル程入ります。こちらを道なりに100メートル程進みますと右手に住宅地が見えてまいります。その手前を奥に入ったところが申請地で2筆になります。登記簿地目は田と雑種地、現況は畑でございます。こちらが申請人の現況でございます。このように立派に作付けがされておりました。これにつきましては理由書の添付がなされております。借人は2012年に設立された一般社団法人であり、栃木、東京、千葉などで障がい者や生活困窮者などの就労継続支援施設を運営している団体でございます。今回、鬼怒川のグループホーム入所者と職員が申請地を利用しまして、かんぴょう・大根・ナス・キュウリ等の農作物を作付けする予定でございます。農作業を通じて障がい者の雇用、やりがい、地域との触れ合いを目的としております。農作業の取り組みは今回が初めてであり、現在所有の農地には刈り払い機2台のみであります。今後はトラクター、管理機を貸し人から借りる予定でございます。また、借人は農地所有適格者法人以外の法人であること、また5反歩要件などは満たしておりませんが、営利を目的としない法人のため、不許可の例外の対象となります。以上の事から許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。事務局は説明入りますか。

(鯉沼慶主査挙手)

それでは、鯉沼主査説明願います。

鯉 沼 慶 主 査

今回先に作付けしてしまっている事につきまして、申請人から理由書が提出されておりますので朗読いたします。「今回農業委員会の許可が下りる前に農作業を行ってしまった件につきまして深くお詫び申し上げます。この度、申請の前に農作業を行ってしまった事については、許可が下りてから種蒔きや苗の植え付けを行うと、収穫の時期などに影響が出てしまい、計画している作物が間に合わないという理由から事前に作業を行ってしまいました。地主の方にはご説明し、ご理解をいただき、事前に許可をもらい耕作の際のご協力をしていただき作業に取り組ませていただきました。」以上となります。今回の案件ですが、農地法第3条の不許可の要件のうち、農地所有適格者法人以外の法人である事と、全農地の面積が5反歩以下であるという事に該当してしまっております。しかしながら、今回は福祉事業を目的として法人が障がい者の方の就労支援の場として農地を借りるという事ですので、不許可の例外にあります「営利を目的としない法人が業務の運営に必要な施設の用に供する場合」にあたるかと考えられます。以上となります。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。ほかに何かありますか。

(「なし。」との声あり)

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

はい、増渚勝部会長お願いいたします。

増 渚 勝 農 業 委 員

許可については何ら問題ないと思われませんが、今後農地が適切に管理されていくか、地元の農地利用最適化推進委員に見て頂ければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

部会長の報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の皆様方のご質問、あるいはご提案がございましたらお受けいたします。

(川村耕一推進委員挙手)

川村耕一推進委員

はい、川村耕一推進委員お願いします。
収穫した農作物はどのようになるのですか。

(福田登美子推進委員挙手)

星一徳議長
福田登美子推進委員

はい、福田登美子推進委員。
施設に入所している方の食事に利用するという事で、直売所など外に出さないようにするとの事です。

星一徳議長

はい、大丈夫ですか。
(「はい。」との声あり)
営利目的になると許可にならないので、そこは良く説明してきました。また、ここはグループ会社が大きいので、自分の所で使い、食事等で分配できたらと話していました。よろしいですか。今回のような案件は中々無いと思いますので、ほかにご意見等がございましたら伺います。

田井哲農業委員
星一徳議長

(「なし。」との声あり)
よろしいですか。それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

借り賃はどのようになりですか。

ここは無償の使用貸借になります。契約なので期限と金額が書いてなければ利用権を付ける必要はないだろうと議論になるところですね。

それでは質疑を終結し、採決を行います。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

それでは3条番号1番については、この原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番についてはこの原案のとおり『許可』とすることに決しました。ありがとうございました。

星一徳議長

続きまして、日程第9、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊清美推進委員挙手)

渡邊清美推進委員

私は、議案第36号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市水無地内におきまして、使用貸借により一般住宅を目的とした5条申請です。水無交差点から北西約600メートルに位置します。国道119号線を宇都宮方面に進み、杉並木に入って800メートルほどの所を右折してさらに左折し進んだ所が申請地です。登記簿地目は北側が貸し人の宅地、東側及び南側が貸し人の田で、西側が道路です。現地には譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。今般、栃木県が行っている杉並木保護のための「保護用地公有化事業」により、現在両親と住んでいる自宅敷地の大部分が国へ供されることとなったため、申請地に住宅を建築し住宅敷地として利用したく申請するものです。敷地内に二階建て住宅と車両スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、給水は公共の上水道を利用します。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理とします。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは現地調査後の検討・協議の結果について増渚部会長から報告願います。

(増渚勝農業委員挙手)

増渚勝農業委員

本申請は親子間の使用貸借になります。特に問題はないと思われまので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方から

ご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条番号1番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号1番につきましては原案のとおり『許可』することに決しました。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

私は、議案第36号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市木和田島地内において、一般住宅を目的とした5条申請です。位置図による説明をいたします。JR下野大沢駅から東へ400メートルに位置します。案内図による説明ですが、JR下野大沢駅から県道下野大沢停車場線を西へ400メートルほど進んだ左手が申請地です。公図による説明ですが、登記簿地目は現況共に田です。周囲の状況は西側が宅地、北側は畑、東側が宅地、南側は宅地と道路です。進入路はかなりの高低差があるため、農地に行くため舗装しております。この部分につきましては始末書が添付されております。一般住宅に利用する目的で敷地には杭打ちがされており、現地には行政書士が立ち会いました。給水は公共の上下水道を利用します。雨水は砂利敷とし敷地内浸透処理とします。この写真のとおり進入路は高低差があるため、このように舗装されております。以上の事から、周りに及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について増淵部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

本件は住宅敷地用地の申請です。始末書も添付されており、何ら問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(神山順治推進委員挙手)

はい、神山順治推進委員。

田んぼの乗り入れの所ですが、段差があるのでアスファルトか何かで舗装したという事ですが、このような場合厳密には許可できるのですか。

(川村光代主任挙手)

はい、事務局。

実際に乗り入れ口として転用していて、舗装もされていることから農地として見られませんが、本来は転用と同じ許可が必要になります。

考え方になると思います。このまま田としてずっと利用してくれるなら舗装したとしても結構なことです。第三者に所有権を移すという事になれば問題になります。どこまでなのかという話をすると、田として利用するのに高くて機械が入れない訳です。ずっと田として利用するのであれば機械乗り入れのためで問題ありません。途中で売ると問題になる訳です。その辺の事をご理解願います。よろしいですか。

田井哲農業委員
星一徳議長

星一徳議長

福田重勝推進委員

星一徳議長

増淵勝農業委員

星一徳議長

星一徳議長
神山順治推進委員

星一徳議長
川村光代主任

星一徳議長

(「はい。」との声あり)

ほかにご意見等ございましたらお受けいたします。

(小池毅推進委員挙手)

はい、小池毅推進委員。

小池毅推進委員

面積は500平米超しているのですがどのような理由ですか。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

星一徳議長

川村光代主任

全部で547平米と多くなっております。そのため理由書が添付されておりますので朗読させていただきます。「申請地は547平米ですが、道路より1メートルほど高台になっております。一般住宅地としては47平米ほど多い面積でございますがその進入路として約55平米が急な坂道となっていて宅地としては全く利用できません。そのため、建物も敷地の北西に寄って建築予定とし、東側は車の回転場として利用するため広くして利用する予定であります。以上のような理由ですのでこの面積で利用したく申請をお願い申し上げます。」以上です。

星一徳議長

ただいま理由書の朗読がありました。あとは残地としての利用価値の部分があると思っておりますがいかがですか。

川村光代主任

残地について、譲渡人は近くに住んでおらず萩垣面に住んでおります。また、高齢のため申請地に行って草刈り等は出来ず農地としても利用できないという事で理由書に賛成いたしましたと申しております。

星一徳議長

ただいま説明がありました。ほかにご意見等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条番号2番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号2番につきましては原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋久美子農業委員。

高橋久美子農業委員

私は、議案第36号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市岩崎地内において使用貸借により一般住宅を目的とした5条申請です。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は岩崎地内、JR文挾駅から南東へ約2.2キロメートルに位置しています。案内図です。岩崎神社から県道宇都宮今市線を宇都宮方面へ800メートルほど進んだ左手が申請地です。登記簿地目は現況共に畑です。周囲の状況は東側が宅地、西側は道路、北側は宅地、南側は貸し人所有の畑です。現地には貸人と土地家屋調査士事務所の方が立ち会いました。申請人は現在アパートに住んでいますが、間もなく子供が生まれることから、親からの子育て支援を得るため、また後継者でもあるため本家に隣接する申請地に住宅を建築し住宅敷地として利用したいそうです。敷地内に65.4平米の二階建て住宅と車両スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽により宅地内処理、雨水は敷地内浸透処理とします。給水は公共の上水道を利用します。資金計画は融資で賄い、金融機関の事前審査結果が添付されております。以上の事から、周りに及ぼす影響はないと思われまので、

星 一 徳 議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号1番については原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（ 挙手全員 ）
挙手全員であります。よりまして、非農地番号1番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長 日程第11、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（ 大島尚美副主幹挙手 ）
はい、大島副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹 議案第38号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は『所有権移転』および『利用権設定』の案件がございます。まず、所有権移転の案件になります。総会資料は10～11ページになります。今月の所有権移転の件数は4件、面積合計は8筆で14,324平米です。譲渡人・譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。
次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は12～13ページになります。件数は3件、面積合計は6筆で14,513平米となります。内訳は、申請番号1番が更新の案件で2番・3番が新規となり、日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長 ありがとうございます。ただいま議案第38号についての報告及び説明が終わりました。この件について委員の皆様からご意見等があればお受けいたします。
（ 「なし。」との声あり ）
ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第38号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を「決定」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（ 挙手全員 ）

星 一 徳 議 長 挙手全員であります。よりまして、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長 日程第12、議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（ 大島尚美副主幹挙手 ）
はい、大島副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹 議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。総会資料は14ページになります。議案の説明に入る前に、今年度より中間管理権事業の手続きが変更になりましたので説明させていただきます。お手元に配布の「集

積計画一括方式と配分計画の事務フロー及び、想定スケジュール」をご覧ください。

今までは、一番上の配分計画（見直し前）のとおり、市において集積計画を作成し、公告した後、配分計画案を提出し、県にて2週間縦覧の後、県において認可・公告をしておりました。しかし、県での2週間の縦覧中、意見等が寄せられたことは1件もなかったそうです。また、権利設定まで約4か月を要していたことから、その下の①集積計画一括方式（新規）に変更されることになりました。変更点は、県での配分計画の申請・縦覧・公告がなくなり、市での集積計画の公告のみになったことです。ただし、機構での意見聴取・機構の同意は必要なため、総会の案件として提出する前に県で手続きをすることになります。そうすることで、今まで最短でも4か月かかっていたものが1ヶ月以上短縮されることとなります。なお、②配分計画（見直し後）のとおり、借り手が変わるなど再配分される場合や、借り手が新規就農者であった場合、農地所適格法人以外の法人であった場合は配分計画が必要になるため、完全に一括方式なる訳ではなく、一部配分計画が残るのですが、ほぼ一括方式になると考えていただければと思います。

本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第10の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。件数は2件で、面積合計は5筆で12,478平米となります。設定をする者（貸人(かしにん)）・設定を受ける者（借人(かりにん)）の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。申請番号1番につきましては新規案件となり、2番は解約した筆について新たに貸し付けるための設定となります。また、配分計画がなくなるため、今までは集積計画の受人は転貸人である、県の農業公社でしたが、今月から受人は配分計画で示されていた借人を記載し、県の農業公社は転貸人として記載させていただいております。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

議案第39号についての説明が終わりました。この件について委員の皆様からご意見等があればお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

星 一 徳 議 長
大 島 尚 美 副 主 幹

筆の中身の整理をしたという事ですか。

はい、4筆貸し付けていたもののうち、2筆が実際農地を耕している人が違ったために、一旦2筆は県をとおして戻して、新たな人に貸しました。残りの2筆については、変更契約を結び直すという事です。

星 一 徳 議 長

ほかにご質問はありませんか。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第39号は原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第13、議案第40号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（赤松規子主幹挙手）

赤 松 規 子 主 幹

はい、赤松主幹。

議案第40号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）につ

いて」ご説明いたします。総会資料15ページから17ページになります。これは平成28年4月1日に施行された関係法令の一部改正により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他の事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ公表することとされたことに伴い、毎年市のホームページに掲載しております。まず1番は「農業委員会の状況」ですので省略させていただきます。次に2番「担い手への農地の利用集積・集約化」でございますが、令和2年3月現在でこれまでの集積面積が2,286ヘクタールでございます。令和2年度の目標及び活動計画といたしましては、目標集積面積が2,264ヘクタール、うち新規の集積面積は113ヘクタールと目標を立てました。活動計画でございますが、これらを実施するために、市、農業公社及び農地中間管理機構とのさらなる連携強化を図ってまいります。16ページをご覧ください。3番「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」でございますが、現状は過去3年間ゼロでございます。令和2年度の目標及び活動計画でございますが、目標参入数は1経営体、参入目標面積は0.5ヘクタールで、活動計画としては引き続き新規就農者への農地等の情報提供を行ってまいります。次に4番「遊休農地に関する措置」でございますが、令和2年3月現在の遊休農地面積は66ヘクタールとなっております。令和2年度の目標及び活動計画でございますが、遊休農地の解消面積は5ヘクタールと設定させていただきました。活動計画でございますが、今年度も8月から9月の2か月間をかねて、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さんで農地の利用状況調査を行ってまいります。17ページをお開きください。続きまして、5番の「違反転用への適正な対応」でございますが、令和2年3月現在で違反転用はございませんでした。令和2年の活動計画は、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを随時実施していくということで計画をしております。以上になります。

星 一 徳 議 長

ただいま説明が終わりました。毎年行っている内容になります。なぜ去年のから面積から目標集積面積が減っているのですか。目標集積面積に対して現状は進んだのですよね。

(「はい。」の声あり)

赤 松 規 子 主 幹

令和元年3月末の農地台帳面積が5,670ヘクタール、令和2年3月末の耕地面積が5,660ヘクタールなのでそこで10ヘクタール減っていて、目標集積面積の算出は、農地台帳面積に市が年間指標としている40パーセントを掛けた値に新規集積目標面積を加えた値になるという事で計算したものです。

星 一 徳 議 長

しかし、これまでの集積面積より目標面積の方が少ないのは整合しませんよね。集積した面積が2,286ヘクタールで目標面積が2,264ヘクタールではどう考えても合いません。再度計算してください。

ここで、暫時休憩いたします。再開につきましては追ってご連絡いたします。

(休憩 午後3時25分 ~ 午後3時41分)

星 一 徳 議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(赤松規子主幹挙手)

はい、赤松主幹。

赤 松 規 子 主 幹

休憩前の議案第40号の今年度の集積目標面積についてご説明いたします。先程説明した数値では整合しないため、休憩中に再度計算いたしましたところ、正しい値は、令和2年3月末の「これまでの集積面積」に今年度目標の「113ヘクタール」を加えたものになるため、正しい目標集積面積は2,399ヘクタールとなります。ついては、議案第40号議案書の目標集積面積を2,399ヘクタールに訂正のうえ、改めてご審議くださいますようお願いいたします。申し訳ありませんでした。

ただいま議案書の訂正がありました。委員の皆さんからご意見等がございま

江連一彦農業委員
星一徳議長

したらお受けいたします。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連一彦農業委員。

休憩後の説明で訂正した数値であれば問題ないと考えます。

ありがとうございます。ほかに委員の皆様からご意見等があればお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。それでは議案第40号議案書を先程の説明どおり訂正していただき、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」「決定」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第40号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

星一徳議長

以上を持ちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年6月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 44 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

11番 委 員

1番 委 員